

長期入院入所者援助事業

この事業は、湯沢町に住所を有する1年以上（期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日）の長期入院入所者に対し、居住費・日用品費の一部を援助し、家族の経済的負担軽減の一助とすることを目的とする。

【対象者】

次の各号に一つでも該当する病院及び福祉施設に入院・入所している者
(ただし、生活保護者は除く)

- ① 年齢65歳以上の者で医療のため、病院に入院している者
- ② 老人保健施設に入所している者（例えば 越南苑、清流苑など）
- ③ 介護医療院に入所している者
- ④ 障がい児者で入院入所している者
- ⑤ 盲・聾唖学校高等部に就学中の者

※ ④⑤については、入所・入学前湯沢町に住所を有していた方も含む。

【支給額】

年額30,000円を2月末頃に支給します。（支給方法：口座振込）

【利用申請】（単年度申請）

本サービスを利用する場合、申請書を湯沢町社会福祉協議会長へ提出し、決定を受けなければなりません。

入院・入所先の証明、もしくは1年間入院・入所を継続していることを証明できる書類（請求書・領収書等）の添付が必要です。

【申請時期とその他】

1月中に申請書を提出下さい。

12月中の「広報ゆざわ」に

申請のお知らせを掲載する予定です。申請用紙は湯沢町社会福祉協議会にあります。

【受付窓口】

湯沢町総合福祉センター内 湯沢町社会福祉協議会（☎784-4111）

その他、地区担当民生委員へご相談下さい。